

企業年金ニュース 第44号

平成19年5月

平成23年度をもって廃止される 適格年金制度 に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

適格年金制度をどうするか・・・

【速報】

先日行われた厚生労働省のアンケートにて、**愛鉄連厚生年金基金**に加入している事業所においては、**事業所数では全体の20%、加入員数ベースで見た場合50%が、適格年金制度に現在も加入しているという結果が出ました。**(図1参照)

これは、愛鉄連厚生年金基金の加入事業所においても、対応に苦慮していることが数字に表れる結果ではないでしょうか

そこで、今月号からは、実際に適格年金制度が実質廃止になることによりどのような選択肢があるか、また、その問題点についてのお話をしていきたいと思います。

選択肢のイメージ

適格年金制度に実際に加入している事業所においては、次のような選択肢があります。

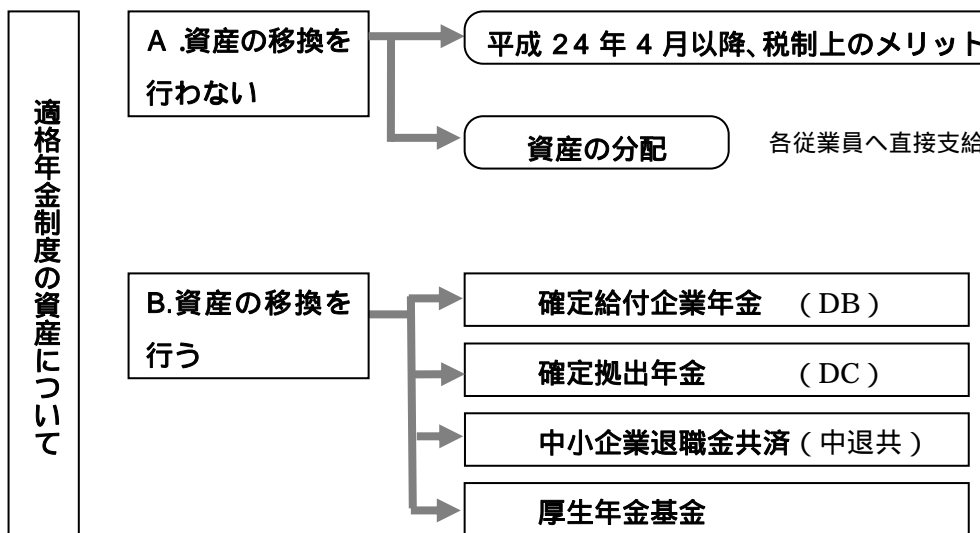
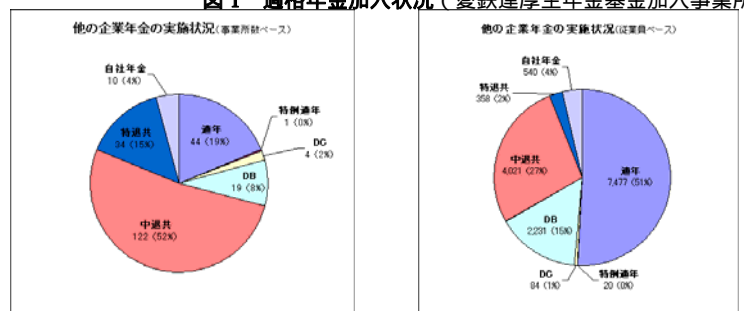
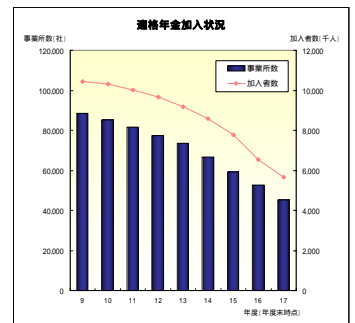


図1 適格年金加入状況 (愛鉄連厚生年金基金加入事業所)



(「愛鉄連厚生年金基金」より)

図2. 適格年金加入状況の推移 (制度全体)



(「企業年金連合会」より)

選択肢 A . 資産の移換を行わない

適格年金の資産を他の制度に移換しない場合、『 .そのまま続ける』か『 .解約する』かのどちらかを選択することになります。

『 .そのまま続ける』場合は、税制上の優遇はなくなりますので、事実上は考えにくいと思われます。

『 .解約する』場合は、今までの適格年金の資産は制度の加入員・受給者等に分配されます。その際の分配金は税制上、一時所得扱いになります。

また、適格年金を解約しても、退職金の支払い義務は残りますので、従業員に支払われた解約手当金（従業員に分配された適格年金の資産）を、退職金の前払いとし、退職時に支払うべき額から、解約手当金を控除した額を支払うこととするを退職金規程に明記する等の対応をしたほうがよいでしょう。

選択肢 B . 資産の移換を行う

各制度上の一般的なメリット、デメリット

	メリット	デメリット
DB	【事業主側】 ・運用成果がよい場合は、掛金が減少する可能性がある 【従業員側】 ・将来の受給額が確定する	【事業主側】 ・運用成果が悪い場合は、追加の掛金が発生する可能性がある ・維持にコストがかかる
DC	【事業主側】 ・追加の掛金は発生しない（掛金の拠出後は、追加の補填費用がない） ・運用を任せるために、従業員の自立意識を高めることができる 【従業員側】 ・転職時のポ-ルティが完備されている ・自らの方針で運用できる ・投資教育で得た知識を自己の資産形成に生かすことができる	【事業主側】 ・運用環境が好転しても、掛金は減少しない（運用利回りがよくても、拠出の負担を軽減できない） ・投資教育の実施の努力義務がある 【従業員側】 ・受給時まで受給額が確定しない ・原則60歳での受け取りとなる
中退共	【事業主側】 ・追加の掛金は発生しない（掛金の拠出後は、追加の補填費用がない） 【従業員側】 ・個人別に受給額が確定している	【事業主側】 ・従業員数や資本金の要件を満たさない場合は、加入できない ・運用環境が好転しても、掛金は減少しない（運用利回りがよくても、拠出の負担を軽減できない） ・加入2年未満での退職金は、掛金相当額を下回る ・多額の不足金を抱えている 【従業員側】 ・基本退職金の運用利回りが1%で固定（2007年3月末時点）のため、受給額があまり増えない

次月号では、適格年金資産を移換できる各制度（上の ~ の制度）の概要について触れていきます。

最近母親が肋骨を骨折しました。数日は病院にもいかず、痛くても我慢して、仕事にも出かけ、家事もしていたようです。骨折が判明しても労わってくれない父と兄に、半分呆れ顔の母...。「女の子を産んでおいてよかった」とつぶやく母を横にふっとよぎる平成19年4月からの『年金の離婚分割』の話。（そういえば、本嫌いの母が本まで買って調べていたっけ。）我が家に訪れるかもしれない嵐に、本人たちは気づいているのかいないのか？長年連れ添っても、思いやりの気持ちは忘れないでくださいね（みなさんは大丈夫だと思いますが...）（里）



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7階

TEL・FAX: 052-481-5608

E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp

窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】